

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会における
 ホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議の開催について

平成 26 年 7 月 18 日
 2020年オリンピック・パラリンピック
 東京大会等に関する閣僚会議議長決定

1. 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議の下、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向け、全国の自治体と参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、「ホストシティ・タウン構想」を推進するため、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会におけるホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議 長	東京オリンピック・パラリンピック担当大臣
議長代理	内閣官房副長官（参）
副 議 長	内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地域活性化並びに健康・医療に関する成長戦略担当） 内閣官房2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室長
構 成 員	内閣官房副長官補付内閣審議官 内閣官房地域活性化統合事務局長 内閣官房2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室長代理 内閣府大臣官房政府広報室長 警察庁警備局長 復興庁統括官 総務省大臣官房地域力創造審議官 外務省国際文化交流審議官 文部科学省スポーツ・青少年局長 文化庁次長 厚生労働省政策統括官（社会保障担当） 農林水産省農村振興局長 経済産業省地域経済産業審議官 国土交通省総合政策局長 観光庁次長 環境省総合環境政策局長

3. 連絡会議の運営の円滑を図るため、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会におけるホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。幹事会の構成員は関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
4. 連絡会議及び幹事会の庶務は、総務省、外務省及び文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、連絡会議及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会における
ホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議幹事会の
構成員の指名について

平成 26 年 7 月 18 日
2020年オリンピック・パラリンピック東京大会における
ホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議議長決定

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会におけるホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議の開催について（平成26年7月18日2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議議長決定）第3項の規定に基づき、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会におけるホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議幹事会の構成員を、次のとおり指名する。

議長 内閣官房2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室長代理
構成員 内閣官房副長官補付内閣参事官
内閣官房地域活性化統合事務局参事官
内閣官房2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室参事官
内閣府大臣官房政府広報室総括参事官
警察庁警備課長
復興庁統括官付参事官
総務省自治行政局地域政策課長
外務省大臣官房人物交流室長
文部科学省スポーツ青少年局競技スポーツ課オリンピック・パラリンピック室長
文化庁長官官房政策課文化広報・地域連携室長
厚生労働省参事官（社会保障担当参事官室長併任）
農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課長
経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域新産業戦略室長
国土交通省総合政策局政策課長
観光庁観光戦略課長
環境省総合環境政策局総務課長